

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条の規定に基づく、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたものが採捕する場合はこの限りでない。

令和7年2月7日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

ア ュ 10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで